

令和4年度第2回 旭川市中園廃棄物最終処分場監視委員会 会議録

日 時	令和4年8月22日(月) 14:05 ~15:30
場 所	旭川市近文清掃工場 大会議室
出 席 者	<p>○ 旭川市中園廃棄物最終処分場監視委員会</p> <p>委員11人(定数15人)</p> <p>・松藤敏彦 ・吉田英樹 ・小寺史浩 ・荒川恵美子 ・荒川信基 ・土田孝夫 ・有木祥次 ・林上紀子 ・末山 恵 ・津田一正 ・伊藤正司</p> <p>事務局7人</p> <p>・尾藤廃棄物処理課長 ・齋藤旭川市廃棄物処分場所長 ・菅原旭川市近文清掃工場長 ・藤旭川市廃棄物処分場主査 ・増田同主査 ・工藤同主任 ・後藤同主任</p>
公開・非公開	公開
傍聴者数	なし
報道機関	なし
調査検討事項及び資料等	<p>1 中園処分場の水処理工程について (資料1)</p> <p>2 令和3年度環境調査の結果について (資料2, 2-1, 2-2, 8)</p> <p>3 環境調査における河川水の測定について (資料3)</p> <p>4 中園処分場における地下水検査項目の見直しについて (資料4)</p> <p>5 監視機関委員の視察について (資料5)</p> <p>6 その他 旭川市近文清掃工場の煙突から発生した錆状の飛散物について (資料9)</p>

議事内容	発言者	発言の要旨
開会	事務局	ただ今から、令和4年度第2回旭川市中園廃棄物最終処分場監視委員会会議を開催する。 本日の調査検討事項は 1 中園処分場の水処理工程について 2 令和3年度環境調査の結果について 3 環境調査における河川水の測定について 4 中園処分場における地下水検査項目の見直しについて 5 監視機関委員の視察について 6 その他 となっている。 それでは、会長に議事の進行をお願いします。
定足数確認	会長	本日の出席委員は(15人中)11人で定足数に達しているので議事に入る。
前回会議録確認	会長	事前に送付している前回の会議録について、異議等はあるか。 (異議等なし)
	会長	前回会議録は承認された。
調査検討事項1	会長	調査検討事項1 中園廃棄物最終処分場の水処理工程について、事務局から説明願う。
～中園処分場の水処理工程について	事務局	(資料1により説明)
	会長	資料で停止中となっている工程について、停止した時期を確認したい。
	事務局	オゾン処理は平成24年度から、凝集沈殿と砂ろ過処理は令和3年度から停止している。
	会長	追加で説明する。 オゾン処理は、浸出水の色を取り除くために行っていた処理だが、色と有害性は無関係ということで平成24年度からこの処理を停止している。 次に凝集沈殿と砂ろ過処理だが、令和2年度に処理工程ごとの効果を確認したところ、下流調整池…ここに貯水している間に空気が取り込まれて分解が進むのだが、そこでの浄化効果が大きく、次の凝集沈殿、砂ろ過処理の工程がなくても放流水の水質に問題がないことが確認できたので、令和3年度から、その2つの処理工程を停止している。 水処理は当初計画した処理工程すべてを運転してしまうが、工程ごとの水質を検討することで、その一部を簡略化することができた。施設が廃止となるまで水処理工程のすべてを停止することはできないが、この工程簡略化により経費節減にも大きく繋がっているはずである。 年間の効果額はどの程度か。
	事務局	オゾン処理の停止では、1千万円程度。 令和3年度からの処理工程簡略化では、3,000万円程度である。
	会長	一般的に、埋立地の運営にかかる費用の約半分は水処理経費といわれており、その経費削減に努めている。特に中園処分場は、ごみ受入の終了からほぼ20年が経過している処分場であり、そこに過剰な費用をかけるべきではないとの検討を続けた結果、この経費節減に繋がった。 何か、質問等はあるか。

	委員 1	1 日の浸出水処理量はどの程度か。
	事務局	最大で 1,500 m ³ 程度, 平均で 1,200 m ³ 程度である。
	会長	(ほか意見等ないため) 調査検討事項 1 は, これによろしいか。
		(異議等なし)
	会長	では, 次に進む。
調査検討事項 2 ～令和 3 年度環境調査の結果について	会長	調査検討事項 2 令和 3 年度環境調査の結果について事務局から説明願う。
	事務局	(主に資料 8, ほか資料 2, 2-1, 2-2 により説明)
	会長	資料 2-2 を用いて, 補足して説明する。 p11 で, 「浸出水」「処理水」とあるが, 浸出水とは処分場から出てきた水で, それを処理した後の水を処理水という。 p12 に浸出水の調査結果, p13 に処理水の調査結果が記載されている。浸出水より処理水の方が数値が下がっているのは当然であるが, 中園処分場に関しては, 簡単な水処理しか行っていないため, 値にさほどの変化はない。 p13 の表の最右列にある「法定基準」は, 満足しなくてはいけない基準で, すべてクリアしている。 この法定基準に対して, 従来はかなり低い自主基準値(SS は 10mg/l, BOD は 20mg/l)を設定していた。 p12 の浸出水調査結果の最右列では「廃止基準」と記載しているが, 処分場を廃止するためには, 浸出水がこの基準をクリアしている必要がある。例えば SS についてはこの表(p12 上表)で解るとおり, 従来基準値(10mg/l)では全くクリアできず, 将来的にクリアできる見込みもなかった。SS は単なる汚れの指標で有害性を示すものではないため, 国が定める基準と同じ(60mg/l)にしたという経過がある。 p14 の地下水調査について, これは埋立地内部の水が地下に漏れていないかを監視するための調査。埋立地を挟んだ上流と下流の地下水を調査して結果を比較する。もし漏れが発生すると, 下流の調査結果に影響がでるといふもの。調査結果は, 特に問題ない。 p15 の河川水調査は埋立地に必要な基準ではないため, 調査を終了してもよいのではないかと昨年から議論している。大腸菌群数が参考基準値を超えているが, 原因は自然由来であり, 処分場の影響ではないと考えられるためである。 p16 の埋立地内保有水調査も埋立地内部の水がどうなっているかを測るために実施している調査である。 p17 の埋立地内発生ガス調査について, 調査内容の説明文に「既存モニタリング井戸」とあるが, これは, 埋立地内部を調査するための特別な管のことで, 普段は蓋で閉じており, 調査時のみ開けて発生ガス等を測定している。 中園処分場に関する補足説明は以上。 p21～p22 に新共和処分場, p23 に共和処分場の調査結果があるが, いずれも問題ない結果である。 これらに関して質問等はあるか。
副会長	p21 のタイトル, 新共和処分場の後ろにカッコ書きで昭和 54 年廃止, p23 には同様に昭和 51 年廃止と記載されている。法律上の廃止届出制度が規定される以前のものであるが, 現行法上の「廃止」と混同してしまうので「埋立終了」などに表記を変えた方がよい。	

		<p>もう1点、この共和・新共和の調査はいつまで継続するのか。発生ガス調査で微量のメタン、硫化水素の検出は見られるが、そろそろ調査項目の整理や調査自体の終了を検討してもよい時期ではないかと考える。</p> <p>ただし、p22の表をみると酸素の濃度が非常に低い。これは内部で酸素が消費されているということなので、その部分の長期的な傾向は確認しておく必要があると考える。</p>
	会長	<p>共和・新共和処分場に関する確認だが、この監視機関の目的に、現処分場及び中園処分場以外のことも含まれているのかを確認しておいてほしい。自分は含まれていると認識している。</p> <p>もう1点、廃止後の環境調査をどうするかという課題が残っている。将来中園処分場が廃止になったとき、それ以降の環境調査をどうするかという議論が今後必要となる。</p> <p>焼却施設などは解体すれば終了だが、処分場は手続き上廃止となっても、ごみが埋め立てられている状況に変わりはなく、完全に一般の土地になるわけではない。そのため、何らかの調査は継続していくべきというのが自分の意見である。</p> <p>今後の課題として、廃止に向けてどのように手続きを進めていくか、廃止以降の環境調査をどうするか、廃止後の跡地をどうするか、この3点がある。</p> <p>以前実施した廃止後の処分場に対する調査では、廃止後も環境調査を継続しているという回答が半数程度はあった。そのことから、完全に調査をやめるのは難しいと考えている。ただ、共和と新共和処分場は施設閉鎖から40年以上経過している。閉鎖から長期間経過していることが、環境調査を終了する理由になるとも考えられる。中園処分場の廃止と併せて議論する方がよいとも思えるので、今後の課題として認識しておく。</p> <p>この事項は以上であるが、これではよろしいか。ほか何かあるか。</p>
		(異議等なし)
	会長	では次に進む。
調査検討事項3 ～環境調査における河川水の測定について	会長	調査検討事項3 環境調査における河川水の測定について、事務局より説明を願う。
	事務局	(資料3により説明)
	会長	<p>この議題は前年からの審議事項なので、新任委員のために補足する。</p> <p>資料3のp2上図のとおり、処分場の処理水が河川に放流される地点を挟んで、その上流と下流で調査を行っている。これは、処分場の処理水によって河川が何らかの影響を受けているかを確認するための調査であるが、この調査を今後も継続すべきか否かが論点となっている。</p> <p>資料3のp1、項目2に双方の意見を併記している。</p> <p>終了すべきという意見の理由は、処理水の調査を行えば充分である。大腸菌群数等の測定値の変動は(処分場の影響ではなく)自然由来である。など。</p> <p>継続側の意見は、原因を特定して地域の理解を得た上で終了すべき。一部の調査は継続すべき。など。今回は書面会議で結論を持ち越している状況であるため、継続審議となっている。</p> <p>まず、地元委員の意見はどうか。</p>
	委員2	中園処分場に関しては、当初、遮水が適切になされていないなどの問題があった。また、当時は処分場に対する信頼は全くなかったため、想定できうる範囲の客観的な調査データによってのみ、地域住民の安心を得るこ

	<p>とができたという背景があった。</p> <p>現時点での意見としては、埋立地内の浸出水が水処理施設を経由して河川に放流されること。処理水の測定が正確に行われてその結果が法定基準値内であること。それを以て、安全確認とすることができ、地域として安心感を得ることができると思われるので、河川水の測定は不要と考える。</p>
会長	ほかに意見等あるか。
委員 1	(測定値の変動は自然由来。との説明に対して) 自然由来とはどういうことか。
会長	例えば大腸菌など、自然の状態で存在しているということ。
委員 1	自然であれば安定しているのではないか。
副会長	畜産や酪農等が周囲にあれば、それらの影響を受けることもある。
会長	<p>河川と原水(浸出水)を比較しても原水の値が低いので、処分場ではなく、周囲の自然等の影響と思われる。</p> <p>ちなみに、現在測定をしていないがダイオキシンも同様であった。河川を測定すると検出されるが、処分場の処理水からは非検出であった。ダイオキシンは農薬由来ともいわれるが、この会議では、処分場由来ではないものを一括して、自然由来と整理している。</p> <p>もう一点、この処分場における環境調査の経緯を説明する。</p> <p>現時点で河川水の調査は残っているが、かつては水田土壌や河川の泥など、非常に多くの調査を行っていた。10年ほど前だったと思うが、監視機関での審議等を経る中で、地元委員からも不要との意見があがってきたため、大幅に整理をしてきた経過がある。</p> <p>今回審議している河川水調査だが、継続することのメリット・デメリットを考えると、メリットは周辺住民の安心につながる可能性があること。デメリットは、処分場の影響に関する調査としての意義はほとんどないこと。といった点である。</p> <p>一般的には、処分場内を細かく調査しているところは多いが、河川調査など一般環境調査まで行っている処分場はあまりない。処分場の影響を測るための調査と環境に関する調査は分けて考えられている事例が多いと思われる。</p> <p>今回、地元委員から河川水調査の中止に対する肯定的な意見があったが、この会議で即中止を決定するのではなく、地域の理解を得られるよう丁寧に進めていきたい。</p> <p>事務局においては、これまでのデータ整理等を行って、原因の特定は無理としても、河川水の大腸菌群数と処分場には因果関係がないことが証明できるような資料を作成願いたい。それによって、地域の理解を得た上で河川水調査を終了する、というプロセスを進めることを提案したいがいかか。</p>
	(異議等なし)
会長	<p>異議等ないので、この内容で進める。</p> <p>この河川水調査に係る費用としては数十万円程度と思うが、できるだけ無駄な経費は削減していきたいと考えている。</p> <p>では次に進む。</p>

調査検討事項4 ～中園処分場における地下水検査項目の見直しについて	会長	調査検討事項4 中園処分場における地下水検査項目の見直しについて、事務局より説明を願う。
	事務局	(資料4により説明)
	会長	<p>本事項は塩化物イオンの測定を終了したいという提案である。</p> <p>この提案の背景を説明する。</p> <p>資料4のp3の囲みにあるとおり、基準は「電気伝導率又は塩化物イオンについて1月1回以上測定…」ということで、「又は」(つまり「いずれか一方」となっているが、これまでは両項目を測定していた。</p> <p>毎月の測定は処分場内で行っているが、先般、測定業務に関わる作業環境上の問題が発覚したため、測定方法を変更する必要が生じた。それに伴って、今後の測定方法を簡易測定に変更することの可否を相談されたことが今回の発端である。</p> <p>検討の結果、簡易測定では測定値の精度が低いこと。電気伝導率の測定を継続していけば、塩化物イオンの測定を終了しても基準上は問題がないこと。この2点から、今後は塩化物イオンの測定を終了したい、というのが提案内容である。</p> <p>この二つの項目は、処分場の浸出水が地下に漏れている可能性の有無をモニタリングするために行う調査で、有害物を対象とした調査ではない。基準上もいずれか一方とされており、また、実際の測定値も安定しているため、今回の提案に至っている。</p> <p>何か意見等あるか。</p>
	委員1	電気伝導率は、連続してモニタリングしているのか。
	事務局	連続測定はしていない。月1回、地下水を汲み上げて測定している。
	委員3	最初の議題で1日に1,500 m ³ の浸出水を処理していると説明があったが、本当にそんなに多いのか。降雨直後などではなく、日常的にその量を処理しているとは考えにくい。
	事務局	中園処分場は面積が広いので、それに比例して集まる水の量も多くなる。また、降雨時など、埋立地内に水を一旦溜め込んで後から徐々に浸出してくるため、処理量が1,500 m ³ を超えることもある。
	副会長	事務局の説明に補足する。中園処分場は、岩盤遮水といって埋立地の底に透水係数が低い岩盤があるため、現処分場のような遮水シートは使っていない。通常は遮水シートで周囲からの水の流入も防がすが、中園処分場にはそれがいないため、処分場内に降った雨のほか、周囲の山に降った雨水も地下水として流入する。降雨の状況等により上がり下がりのピークはあるが、雨が降り、一旦埋立地内に溜まって浸出するという繰り返しなので波は小さい。平均すると1日に1,500 m ³ 程度の処理は必要な状況となっている。
	委員3	地下水の水脈を調査したことはないのか。
	副会長	<p>処分場周囲には雨水を集める排水溝があるが、その下をくぐり抜けて地下水が入っている。そのことは相当以前に掘削して確認している。それを防ぐためには、鉛直遮水といって矢板を打ち込んで地下水を止める工事が必要だが、1億円以上の多額の費用がかかる。そのため、周囲の地下水も合わさった浸出水を処理しているというのがこの処分場の定常状態である。</p> <p>なお、埋立地内保有水の調査も行っているが、水位はほぼ一定であることから、降った雨量と処理している水量がほぼイコールの状況といえる。</p>

	委員3	処理している浸出水には、処分場内部だけではなく、周囲から流入する地下水も含まれているということか。
	副会長	そのとおりである。処分場の面積が広いことに加えて周囲からの流入もあるため、現処分場に比べると非常に多くの処理量となっている。 水質としては、埋立地内に溜まっている保有水、そこから出てくる浸出水ともに改善が見られ、排水基準を満たしそうな状況であり、環境的には負荷が低い状態であるといえる。
	会長	埋立地は、水の管理が肝である。降った雨水を全て集めて排出することが理想だが、そううまくはいかない。大抵は、水を集める管が詰まるなどして内部に水が溜まっている。特にこの処分場は、立地が沢で周囲からの流入があるため、地形的に非常に不利。保有水をなくすことができれば安定化は早いのだが、それができないことがこの処分場の問題。 10数年前に行った安定化工事においても、地下水脈を止めようとしたが水脈が見つからず、配水管を設置しようとしたが水が抜けなかったなど、水抜きだけはどうしてもうまくいかなかった。処分場を建設する時点で水対策をしなければ、後の工事に対応することは非常に困難。結果として周囲から流入する水も余計に処理しなければならぬ状況となっている。ただ、それによって保有水が希釈されているという面もある。
	副会長	塩化物イオン測定に話を戻す。資料4のp3にあるグラフだが、上のグラフは上流側の測定結果なので処分場以外の要因による変動だが、下流の測定結果では、電気伝導率と塩化物イオンの変動は完全に一致している。そのため、電気伝導率さえ測定しておけば、塩化物イオン濃度のピークも判断できる。 塩化物イオンは通常河川の中にはないため、地下水から検出されると、処分場内のごみに由来する塩分が漏れている可能性があるかと判断する指標となる。そのため、全国の処分場で行われている調査である。 ただし、塩化物イオンの測定には薬品が必要なことや、測定時に有害物がでるなどの問題もあるため、比較的容易に測定できる電気伝導率のみを測定した方が、施設作業の負荷も減り、コストも下がるということでこの提案に至っている。
	会長	この議題についてはこれでよろしいか。
		(異議等なし)
	会長	今後は、塩化物イオンの測定は終了することとする。
調査検討事項5 ～監視機関委員の視察について	会長	調査検討事項5 監視機関委員の視察について 事務局より説明を願う。
		(資料5により説明)
	会長	提案(資料5)の内容でよろしいか。
		(異議等なし)
	会長	では、この内容で進めることとする。
その他 近文清掃工場の設備不具合によるトラブルについて	会長	「その他」として何かあるか。
	事務局	7月に発生した旭川市近文清掃工場の設備不具合によるトラブルについて、資料9「旭川市近文清掃工場の煙突から発生した錆状の飛散物について」により説明。
	会長	事務局より主に資料9のp1で経過の説明を受けたが、p4以降の資料図等で内容を確認していく。 p4の地図に飛散範囲等が図示されているが、飛散した距離は100m～150m程度か。

事務局	100m程度である。
会長	<p>次のp 5には飛散した錆の画像。住宅地に落ちていた錆や煙突内の錆。</p> <p>p 6は、煙突内部壁や剥がした後の錆の画像。</p> <p>p 7～p 9は報道等の内容。公表については、迅速に行われていた。</p> <p>p 10はフラッシングという作業で、煙突内清掃で取り残した小さな錆を取る作業。</p> <p>p 11～p 12が、可燃ごみを埋立地に仮置きした状況である。</p> <p>副会長から補足はあるか。</p>
副会長	<p>p 11～p 12の埋立地への仮置きについてだが、自分も8月18日に現地視察を行った。</p> <p>p 12の、保管している可燃ごみを重機で掘り起こしてパッカー車に積み込んで搬出する作業も視察した。</p> <p>可燃ごみであるため現場はかなり強烈な匂いで、30分ほどいると気分が悪くなるような状況であった。その上暑さも加わる作業環境の中、作業員の方は本当に御苦労されていると感じた。</p> <p>現時点で7割程度が搬出されており、完了まではもう少しかかるが、作業は順調に進んでいるとのこと。</p> <p>現地視察中、保管物の表面温度とガスの測定も行った。</p> <p>表面温度はサーモグラフィーで測定。高いところは35℃くらいであった。これは可燃ごみに含まれる生ごみの影響で、堆肥などを切り返すと温度上昇がみられることと同じ反応である。</p> <p>ただ、保管して1～2か月経つと、災害廃棄物等でよく見られるが、温度の更なる上昇による火災発生が危惧される。今回は期間が短く問題はないが、1か月以上保管する場合は、その点にも注意する必要がある。</p> <p>ガスは、保管物の表面で採取して測定した。</p> <p>結果は、酸素濃度が通常より30～40%低くなる程度であった。次に炭酸ガス、これは生ごみを分解する微生物が排出するものだが、5～10%であった。これは、通常の定常的な堆肥化が進んでいる状態で、危険性等は全くない。</p> <p>搬出はあと2週間以内で完了するとのことなので、安全性は問題ないといえる。</p> <p>ただ、今後もこういったことは起こり得るので、今回の件を教訓として、委員会の中で対応手順等を整理しておくべきと考える。</p> <p>あと一点。雨が降ったことにより保管物の底側が泥と混ざっている状態であった。それをすべて掘り起こして清掃工場に搬入すると、含水率が高く焼却の妨げになると思われるので、泥と混ざっている底部の可燃ごみは、埋立処分せざるを得ないと考える。</p>
会長	ほか、意見や質問等はあるか。
委員2	<p>江丹別地区市民委員会は、7月28日に市より今回のトラブルに関する報告を受けた後、会長以下3役で緊急協議を行い、地域住民の要望として7月30日付けで「焼却炉のトラブルに関する考察及び緊急要望」を市長宛に送付した。</p> <p>その主旨は、可燃ごみの搬入はあくまでも一時保管であり、清掃工場再稼働後には同工場へ搬入することを求めるというもの。理由として、現処分場は不燃ごみの処理を目的とした施設であり、可燃ごみは対象外であること。また、稼働開始より環境対策協議会において多方面からの協議・検討、そして情報公開を行いながら管理運営されている、いわゆる「旭川市</p>

	<p>民の処分場」として認知されている同処分場である。一方、ごみの受入を行う 2030 年まで、江丹別の地域住民としては、必要以上に汚染されるべきではない、という共通認識を持っているからである。</p> <p>あと 2 点、廃棄物処理施設の定期検査ガイドライン(H23, 環境省)の「定期検査の基本的事項」中の「一般廃棄物の焼却施設に関すること」これは市町村設置施設は除くとされているが、定期検査を 5 年 3 か月以内ごとに実施することとされている。</p> <p>また「一般廃棄物焼却施設の構造基準についての検査内容例」には「装置の鋼板等囲いの外観上での腐食や塗装の剥がれ等の経年劣化状況の確認」とある。また「精密検査」の項目には「市町村は施設の機能を保全するため、施設の機能状況、耐用の度合い等について精密な検査を行わなければならない」とされており昭和 46 年厚生省課長通知により、検査の実施頻度は 3 年に 1 回以上、とされている。</p> <p>清掃工場は、延命化工事により 2026 年まで供用期間が延びている。この間の不測の事態に備えるため、先ほど副会長から意見があったように、対応をマニュアル化すべきと考える。</p> <p>もう 1 点、清掃工場は 1996 年に供用開始、2013 年から 2016 年に延命化工事を行っており、2016 年 4 月に再稼動している。再稼動以降の 2016 年から 2022 年までの 6 年間について、公表されている月毎の維持管理情報を確認した。2 号炉は、2017 年 2 月と 2019 年 2 月に焼却処理量がゼロで燃焼ガス温度の記録もないため、焼却を停止していたと思われるが、1 号炉は今回トラブルがあった先月 7 月までの 6 年間、焼却処理量がゼロになっている月がないことから、1 度も停止をしていないと思われる。</p> <p>先ほど説明した定期検査ガイドラインは、市町村設置施設を対象外としているが、清掃工場は供用開始から 26 年、延命化工事からも 6 年が経過しているので、ガイドラインに準じて定期検査をすべきであったと考える。</p>
<p>会長</p>	<p>2 点ほど追加する。</p> <p>1 点目は連絡体制。事務局の説明資料(資料 9)はスムーズに整理されていたが、実際は大混乱であった。</p> <p>本件に関して自分に最初の連絡があったのは 7 月 28 日であった。本来であれば前日の 27 日、どのように対応していくかを決定する前に連絡があるべきであった。</p> <p>特にストレスを感じたのは、意思決定のプロセスに不明確な点が多かったことや必要な情報伝達が不足していたこと。また、処分場に関しては事故等対応基準に則った対応がなされなかったことである。</p> <p>27 日の段階で可燃ごみを処分場に搬入することを決定していたが、本来はその決定をする前に相談があり、そこで委員会として審議・決定をすべきこと。今回は清掃工場が優先となり、処分場が後回しされたため、このような結果になった。事故等対応基準を設けて以来、最大の事案であったが、それが機能せず非常に残念であった。</p> <p>今回、このような突発的な事案では、適切にコミュニケーションを図っていくことがいかに大切かということを痛感した。リモート会議で説明を受けてようやく納得できたが、その時はすでに処理が決まっており、時期としては遅すぎる対応であった。</p> <p>もう 1 点は、先ほど地元委員より説明があった精密検査等について、精密検査の定義は分からないが、焼却施設は定期整備で年 1 回は必ず停止し</p>

		<p>ている。定期整備で約1か月と短期間の整備が1回あるので、毎年、必ず点検を行っているということは御理解いただきたい。</p> <p>今回の件が起きた原因は、煙突部分は定期整備の対象ではないため、そこに全く注目していなかったこと。そのため、これまでに一度も煙突の掃除はしていなかった。今後の維持管理においては、煙突の点検も含めて計画していく必要があると思われる。</p> <p>ただ、今回のようなことは他の焼却施設でも起きているので、もう少し他の事案を調べてから焼却炉を停止してもよかったのではないかとというのが最初の印象であった。</p> <p>錆が飛散し続けていたので、結果的には煙突清掃が必要であったとは思いますが、飛散したのはただの錆で有害物ではないので、慌てて焼却炉を停止しなくてもよかった可能性があったのではないかと。その場合、処分場に搬入しなくてもよかった可能性もあったのではないかとと思われる。</p> <p>そのあたりの対応で非常に混乱があったのが、今回の学習事項である。</p>
	会長	ほか質問等あるか。
	会長	ちなみにメーカーに確認したところ、停止後に再稼動したときなどに錆が飛ぶことはあるとのこと。その対策としては、定期的に清掃を行うことや材質をステンレスに変えるなどの方法がある、とのこと。
	委員4	煙突の素材は何か。
	事務局	鉄管である。
	会長	<p>ステンレスに切り替える方法もあるが、基本的にはただの錆なので定期的な清掃を行うだけで充分。今回はこれまで20数年清掃を行っていなかったことが原因である。</p> <p>もう一点、錆に有害物が含まれていないといえる理由を説明する。焼却炉から出るガスは、何段階かの排ガス処理装置を経て最後にバグフィルター（ろ過装置）を通るが、有害物はすべて除去されている。よって、そこに付着している錆にも有害性はないことから、ただの錆、と表現している。</p> <p>最後に、今回は突然の思いもよらない事案で非常に驚いた。今後はこのようなことがないよう適切な管理をお願いしたい。</p> <p>ただ、今回の件で、報道発表を迅速に行った点は、評価できていると考えている。</p>
	会長	ほかに意見等はあるか。
		(意見等なし)
	会長	これをもって、本日の調査検討事項は終了とする。
閉会	司会	<p>以上で、令和4年度第2回 旭川市中園廃棄物最終処分場監視委員会を終了する。</p> <p>引き続き、旭川市廃棄物処分場環境対策協議会を開催するが、事件の申請人委員にはオブザーバーとして参加をお願いしたい。</p>